

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

4. 本事業の目的は、「2」に掲げるとおり、事業実施の成果を全国に発信し、普及することにあるため、事業実施後は、事業の分析、検証等を行い、国から求められた場合には、速やかにその報告を行うとともに、他の自治体にその成果の発信を行うことを原則とする。

5. 別紙様式2の事業評価書については、平成21年3月末日までに提出すること。

なお、20年度事業の協議を行う自治体のうち、19年度においても本事業を実施している場合は、19年度事業の実施の内容や事業展開が20年度の取組にどのように生かされているか等も考慮して採択の可否を決定するので、20年度の協議にあたって、必ず、19年度事業について、別紙様式2による事業評価書を提出すること。

6. 次に該当する事業は、採択（対象）しないものとする。

- ① 施設や設備を整備することが目的の事業
- ② 前年度と同一内容の工夫がない事業
- ③ 人件費を負担するような後年度の費用負担が見込まれる事業
- ④ 他の補助金の振替的な事業
- ⑤ 自治体の独自財源で実施していた既存事業の振替的な事業
- ⑥ 個別施策に関して毎年度実施する研修事業等
- ⑦ 単発の単なるイベント的な事業
- ⑧ 限られた人員を対象とする児童等の海外派遣事業等
- ⑨ 備品購入費等一部の費目に偏っている事業

7. 要望額については、当該自治体における事業実施体制等を十分に勘案した適正な金額であること。また、原則として、一事業当たりが、都道府県、指定都市、中核市においては100万円、市区町村においては50万円以下の小規模なものについては採択しないこととする。

事務連絡
平成19年3月2日

都道府県
各指定都市 児童委員、主任児童委員事務担当者 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について

民生委員・児童委員、主任児童委員活動の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭等を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域の住民に最も身近な民生委員・児童委員、主任児童委員には、これらの問題への適切な関わりが求められているところです。

標記につきましては、別添のとおり、当省において開催いたしました全国厚生労働関係部局長会議（平成19年1月16日）及び全国児童福祉主管課長会議（平成19年2月23日）でご配慮をお願いしてきたところであります。民生委員・児童委員、主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要ですが、一部の自治体におかれましては個人情報の保護に関する法律の施行や地域住民のプライバシー意識の高まりなどを受けて、民生委員・児童委員、主任児童委員に対しても情報提供に慎重となるあまり、児童、妊産婦、母子家庭等の実情を把握するために必要な情報が届かず、児童虐待防止等の活動に支障が生じている地域があるとの報告を受けております。

民生委員・児童委員、主任児童委員につきましては、民生委員法で守秘義務が規定されており、職務上を知りえた個人の身上に関する秘密は守られていることから、各自治体におかれましては、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いいたします。

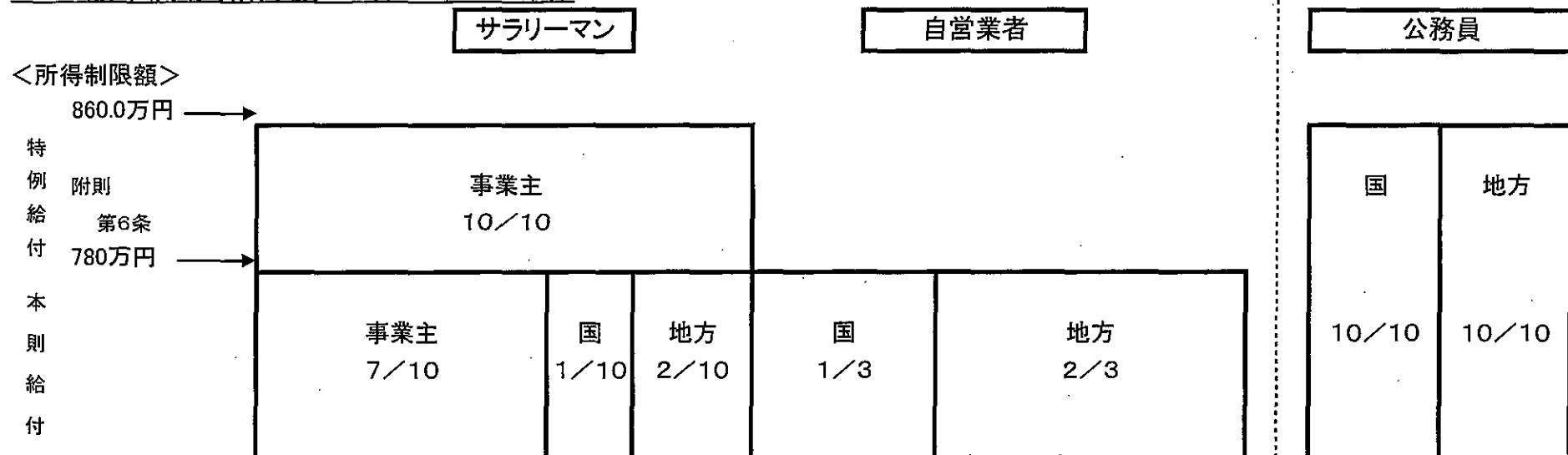
また、地域住民に対しても、民生委員・児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるようご配慮をお願いいたします。

児童手当制度の概要

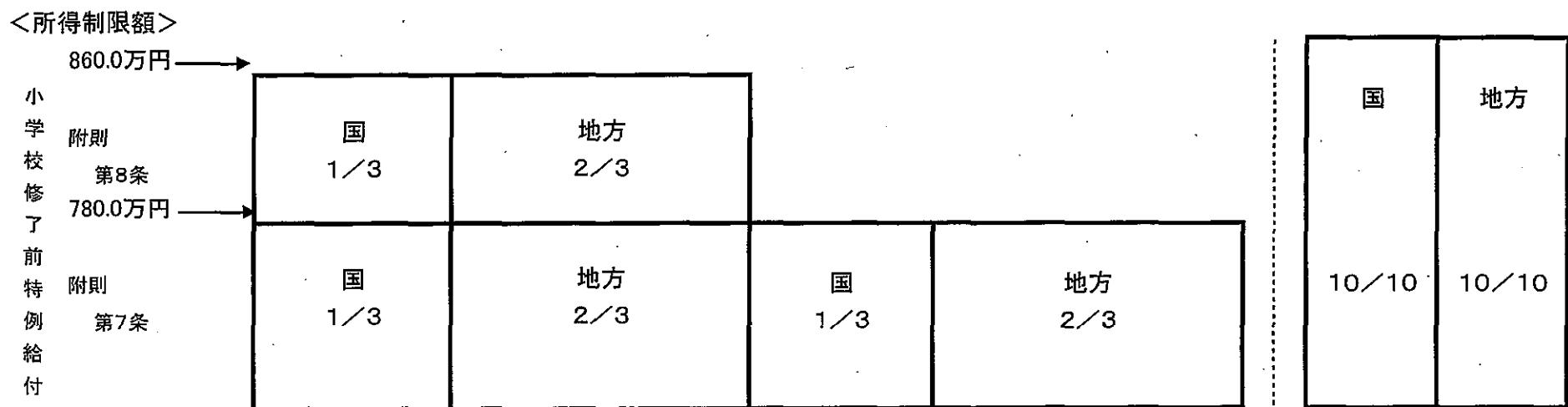
制度の目的	○児童養育家庭の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資する																		
支給対象 手当月額	○小学校修了までの児童（12歳に到達後の最初の年度末まで） ○0～3歳未満 一律10,000円 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：5,000円 第3子以降：10,000円																		
支払期月	○支払期月：毎年2月、6月及び10月（各前月までの分を支払）																		
所得制限 4人世帯（夫婦と児童2人）の年収ベース	○所得限度額 被用者 収入ベース：860万円未満 非被用者 収入ベース：780万円未満																		
費用負担	<p>【0歳～3歳未満 児童手当等】</p> <p>[被用者]</p> <table border="1"> <tr> <td>事業主</td> <td>7/10</td> <td>国1/10</td> <td>地方2/10</td> </tr> </table> <p>[特例給付]</p> <table border="1"> <tr> <td>事業主</td> <td>10/10</td> </tr> </table> <p>[非被用者]</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>1/3</td> <td>地方</td> <td>2/3</td> </tr> </table> <p>[公務員]</p> <table border="1"> <tr> <td>所属庁</td> <td>10/10</td> </tr> </table> <p>【3歳～小学校修了前 小学校修了前特例給付】</p> <p>[被用者・非被用者]</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>1/3</td> <td>地方</td> <td>2/3</td> </tr> </table> <p>[公務員]</p> <table border="1"> <tr> <td>所属庁</td> <td>10/10</td> </tr> </table>	事業主	7/10	国1/10	地方2/10	事業主	10/10	国	1/3	地方	2/3	所属庁	10/10	国	1/3	地方	2/3	所属庁	10/10
事業主	7/10	国1/10	地方2/10																
事業主	10/10																		
国	1/3	地方	2/3																
所属庁	10/10																		
国	1/3	地方	2/3																
所属庁	10/10																		
事業主拠出金	○厚生年金保険等被用者年金制度の適用事業所の事業主が負担 ○拠出金の額は、厚生年金保険等被用者年金の標準報酬月額及び標準賞与額を賦課標準として、それぞれに拠出金率を乗じて得た額 拠出金率（平成20年度予定：1.3／1,000）																		
財源内訳	<p style="text-align: right;">20' 予算案 (19' 予算額)</p> <table> <tr> <td>給付総額</td> <td>10,280億円</td> <td>(10,270億円)</td> </tr> <tr> <td>国庫</td> <td>2,730億円</td> <td>(2,750億円)</td> </tr> <tr> <td>地方</td> <td>5,740億円</td> <td>(5,760億円)</td> </tr> <tr> <td>事業主拠出金</td> <td>1,810億円</td> <td>(1,760億円)</td> </tr> </table> <p>※19年度予算における制度改革の影響額は、4月施行のため 10か月ベース ※公務員を含む。</p>	給付総額	10,280億円	(10,270億円)	国庫	2,730億円	(2,750億円)	地方	5,740億円	(5,760億円)	事業主拠出金	1,810億円	(1,760億円)						
給付総額	10,280億円	(10,270億円)																	
国庫	2,730億円	(2,750億円)																	
地方	5,740億円	(5,760億円)																	
事業主拠出金	1,810億円	(1,760億円)																	

児童手当の財源内訳

0～3歳未満(支給月額 一律10,000円)



3歳～小学校6年生(支給月額 第1子第2子:5,000円、第3子以降:10,000円)



※<所得制限額>は、夫婦+児童2人家庭の場合の年収ベース。

※所得制限は、主たる生計維持者について適用する。

平成20年度 放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表（案）

改 正 案	現 行
1 8 科 生 第 5 8 6 号 厚生労働省発雇児第0330019号 平成 19 年 3 月 30 日	1 8 文 科 生 第 5 8 6 号 厚生労働省発雇児第0330019号 平成 19 年 3 月 30 日
<u>第一次改正</u> <u>※ 科 生 第 ※ 号</u> <u>厚生労働省発雇児第 ※ 号</u> <u>平 成 ※ 年 ※ 月 ※ 日</u>	
都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長	都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長
文部科学事務次官 厚生労働事務次官	文部科学事務次官 厚生労働事務次官
放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について	放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について
子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。	子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。

改 正 案	現 行
別紙 放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱	別紙 放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱
(通則) 1 現行のとおり (略)	(通則) 1 放課後子どもプラン推進事業費補助金とは、文部科学省所管の放課後子ども教室推進事業費補助金及び厚生労働省所管の児童育成事業費補助金の一部である放課後児童健全育成事業等(放課後児童健全育成事業費、放課後子ども環境整備事業費、放課後児童クラブ支援事業費)の両補助金を総称するものである。 放課後子どもプラン推進事業費の国庫補助については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「令」という。)及びこの交付要綱の定めるところによる。
(交付の目的) 2 現行のとおり (略)	(交付の目的) 2 この補助金は、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進することを目的とする。なお、放課後児童健全育成事業等(平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2に基づく事業)については、併せて、児童手当法(昭和46年法律第73号)第29条の2に規定する児童育成事業として、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。
(交付の対象) 3 現行のとおり (略)	(交付の対象) 3 この補助金は、以下の(1)~(7)の事業を実施するために必要な経費のうち、

改 正 案	現 行
	<p>補助金交付の対象として、(1)～(3)については文部科学大臣が、(4)～(7)については厚生労働大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) 放課後子ども教室推進事業 平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1のIに基づき市町村（特別区を含み、指定都市、中核市を除く。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(2) 放課後子ども教室備品整備事業 平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1のIIに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(3) 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業 平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1のIIIに基づき都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(4) 放課後児童健全育成事業 平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のIに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。</p>

改 正 案	現 行
<p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 現行のとおり (略)</p>	<p>(5) 放課後子ども環境整備事業 (放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業) 平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のIIに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(6) 放課後児童クラブ支援事業 平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のIIIに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(7) 放課後児童指導員等資質向上事業 平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のIVに基づき都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 都道府県分 別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額 ア 別表の第1欄の放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業費、放課後子ども教室推進事業費等（特別支援学校での実施に限る）及び放課後児童指導</p>

改 正 案	現 行
<p>(交付の下限)</p> <p>5 現行のとおり (略)</p>	<p>員等資質向上事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(2) 指定都市・中核市分</p> <p>別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額</p> <p>ア 別表の第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(3) 市町村分</p> <p>別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額</p> <p>ア 別表の第1欄の放課後子ども教室推進事業費等及び放課後児童健全育成事業費等について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(交付の下限)</p> <p>5 4により算定された補助金の額の合計が、都道府県及び指定都市にあっては100万円、中核市にあっては50万円に満たない場合には交付の決定を行わないもの</p>

改 正 案	現 行
<p>(交付の条件)</p> <p>6 現行のとおり (略)</p>	<p>とする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 直接補助事業に係る場合</p> <p>ア 事業を中止し、又は廃止する場合には、別紙様式7による中止（廃止）承認申請書を提出し、文部科学大臣又は厚生労働大臣（以下「担当大臣」という。）の承認を受けなければならない。</p> <p>イ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、令第14条第1項第2号の規定により、担当大臣が別に定める期間を経過するまでは、担当大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。</p> <p>ウ 担当大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させことがある。</p> <p>エ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>オ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>(2) 間接補助事業に係る場合</p> <p>ア 都道府県又は指定都市若しくは中核市が市町村に対して間接補助金を交付する場合には、(1)のアからオに掲げる条件を付さなければならない。この場合において(1)のア及びウ中「担当大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、(1)のイ中「担当大臣の承認」</p>

改 正 案	現 行
	<p>とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と(1)のウ中「国庫」とあるのは、「都道府県又は指定都市若しくは中核市」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。</p> <p>(ア) (1)のアからエに掲げる条件(ただし、この場合において(1)のア及びウ中「担当大臣」とあるのは、「指定都市又は中核市の市長」と、(1)のイ中「担当大臣の承認」とあるのは「指定都市又は中核市の市長の承認」と(1)のウ中「国庫」とあるのは、「指定都市又は中核市」と読み替えるものとする。)</p> <p>(イ)事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除出来る部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。)が確定した場合は、別紙様式第8に準じた様式により速やかに指定都市又は中核市の市長に報告しなければならない。</p> <p>なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部(又は一社、一所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で、消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、その申告に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、指定都市又は中核市の市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を指定都市又は中核市に返還するものとする。</p> <p>(ウ)事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に</p>

改 正 案	現 行
<p>(申請手続)</p> <p>7 現行のとおり (略)</p>	<p>について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>ウ 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村若しくは社会福祉法人等に交付しなければならない。</p> <p>エ 間接補助事業者から財産の処分により収入の全部又は一部の納付があつた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>オ 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還があった場合には、その返還額の全部又は一部を国庫に返還するものとする。</p>
<p>(交付の決定)</p> <p>8 現行のとおり (略)</p>	<p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 都道府県が行う事業及び市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業 都道府県知事は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに担当大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) 指定都市・中核市が行う事業 指定都市及び中核市の市長は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに担当大臣に提出しなければならない。</p> <p>(交付の決定)</p> <p>8 担当大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付の申請をした者に、別紙様式3による補助金交付決定通知書を送付するものとする。</p>

改 正 案	現 行
(申請の取下げ) 9 現行のとおり (略)	(申請の取下げ) 9 前条の通知を受けた者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。 取下げをしようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を担当大臣に提出しなければならない。
(変更申請手続) 10 現行のとおり (略)	(変更申請手続) 10 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、7に定める申請手続に基づき、別紙様式4による変更申請書に関係書類を添えて、毎年度1月末日までに担当大臣に提出しなければならない。
(補助金の概算払) 11 現行のとおり (略)	(補助金の概算払) 11 担当大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。
(状況報告) 12 現行のとおり (略)	(状況報告) 12 担当大臣は、必要があると認めるときは、補助事業等の状況に関する報告を求めることができるものとする。
(実績報告) 13 現行のとおり (略)	(実績報告) 13 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。 (1) 都道府県が行う事業及び市町村が行う事業に対して、都道府県が補助する事業 都道府県知事は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式5による報告書に関係書類を添えて、担当大臣に提

改 正 案	現 行
	<p>出しなければならない。</p> <p>(2) 指定都市・中核市が行う事業</p> <p>指定都市及び中核市の市長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式5による報告書に関係書類を添えて、担当大臣に提出しなければならない。</p>
<p>(補助金の額の確定)</p> <p>14 現行のとおり (略)</p>	<p>(補助金の額の確定)</p> <p>14 担当大臣は、13の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（10に基づく決定をした場合は、その決定の内容）及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別紙様式6による交付額確定通知書を送付するものとする。</p>
<p>(補助金の返還)</p> <p>15 現行のとおり (略)</p>	<p>(補助金の返還)</p> <p>15 担当大臣は、13に基づく交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>補助金の返還期限は、補助金の額を確定した日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本文の期限により難い場合には、90日以内とすることができる。</p> <p>また、履行期限までに納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。</p>
<p>(交付決定の取消等)</p> <p>16 現行のとおり (略)</p>	<p>(交付決定の取消等)</p> <p>16 担当大臣は、6(1)アによる補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び</p>

改 正 案	現 行
	<p>次の（1）に掲げる場合には、8の交付の決定の全部若しくは一部を取消又は変更することができる。</p> <p>（1）交付決定の取消等を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく担当大臣の处分若しくは指示に違反した場合 イ 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合 ウ 補助事業に関して、不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合 エ 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合 <p>（2）担当大臣は、交付決定の取消等をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。</p> <p>（3）担当大臣は、（2）における返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。</p> <p>（4）（2）に基づく補助金の返還及び（3）における加算金の納付については、15の規定を準用する。</p> <p>（その他）</p> <p>17 特別の事情により4、7、10及び13に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ担当大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。</p>
<p>（その他）</p> <p>17 現行のとおり（略）</p> <p>附則 この要綱は平成19年4月1日から施行する。</p>	<p>附則 この要綱は平成19年4月1日から施行する。</p>

改 正 案

現 行

別表

事業名	1 区分	2 基 準 額	3 対象経費	4 極助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	<p>1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費</p> <p>(1) 開設日数 250日以上</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数10~19人) 当たり年額 990,000円×か所数</p> <p>② 1クラブ(年間平均児童数20~35人) 当たり年額 1,612,000円×か所数</p> <p>③ 1クラブ(年間平均児童数36~70人) 当たり年額 2,408,000円×か所数</p> <p>④ 1クラブ(年間平均児童数71人以上) 当たり年額 3,204,000円×か所数</p> <p>⑤ 開設日数加算額（原則として1日8時間以上開所する場合） 13,000円×251日～300日までの 250日を超える日数</p> <p>⑥ 長時間開設加算額</p> <p>(7) 平日分（1日6時間を超えて、18時を越えて開設する場合） 199,000円×「18時を越える時間」の年間平均時間数</p> <p>(1) 長期休暇分（1日8時間超えて開設する場合） 90,000円×「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数</p> <p>(2) 特例分（開設日数 200~249日）</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数20人以上) 当たり年額 1,611,000円×か所数</p> <p>② 長時間開設加算額（1日6時間を超えて、18時を越えて開設する場合） 199,000円×18時を越える時間数</p>	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。）	1/3

別表

事業名	1 区分	2 基 準 額	3 対象経費	4 極助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	<p>1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費</p> <p>(1) 開設日数 250日以上</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数10~19人) 当たり年額 990,000円×か所数</p> <p>② 1クラブ(年間平均児童数20~35人) 当たり年額 1,612,000円×か所数</p> <p>③ 1クラブ(年間平均児童数36~70人) 当たり年額 2,408,000円×か所数</p> <p>④ 1クラブ(年間平均児童数71人以上) 当たり年額 3,204,000円×か所数</p> <p>⑤ 開設日数加算額（原則として1日8時間以上開所する場合） 13,000円×251日～300日までの 250日を超える日数</p> <p>⑥ 長時間開設加算額（1日6時間を超えて、18時を越えて開設する場合） 1クラブ当たり年額 309,000円×か所数</p> <p>⑦ 障害児受入推進費額（障害児を受入れる場合） 1クラブ当たり年額 687,000円×か所数</p> <p>(2) 特例分（開設日数 200~249日）</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数20人以上) 当たり年額 1,611,000円×か所数</p> <p>② 長時間開設加算額（1日6時間を超えて、18時を越えて開設する場合） 1クラブ当たり年額 296,000円×か所数</p>	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。）	1/3